



# 次の条例を公布しました!!

平成18年3月議会《2月28日(火)～3月17日(金)》において、次の条例が可決され、公布しました。

湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について (平成18年4月1日施行)  
給与構造の抜本的な改革を目指した平成17年の人事院勧告等を勘案して、職員の給料表等の構造を大きく改定するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、「調整手当」を「地域手当」に改める等所要の改正を行うため、条例を改正しました。(担当 庶務課：内線280)

湯河原町防災会議条例の一部改正について (平成18年3月2日施行)  
湯河原町防災会議委員の構成については、町及び町以外の各行政機関から定数を定めて選出しておりますが、各行政機関の機構改革等により委員の選出に支障をきたす場合もあるため、委員の選出について柔軟に対応できるよう委員数を総数で定めることについて、条例を改正しました。(担当 防災課：内線270)

湯河原町営住宅条例の一部改正について (平成18年3月2日施行)  
公営住宅法施行令の一部改正に伴い、町営住宅の既存入居者が公募によらずに他の町営住宅への入居を可能とする事由の改正及び障害者等について、同居の親族のいない場合においても町営住宅に入居できることとするため、条例を改正しました。(担当 福祉課：内線310)

湯河原介護給付費準備基金条例の一部改正について (平成18年4月1日施行)  
介護保険法の改正に伴い、平成18年度から実施する地域支援事業の健全な運営が図れるよう、介護給付費準備基金を当該事業費に充てることのできるよう規定するため、条例を改正しました。(担当 介護課：内線340)

湯河原町手数料条例の一部改正について (平成18年4月1日施行)  
消防法関係手数料として、船舶の燃料タンクに直接給油するための設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料について規定し、また、介護保険関係手数料として、平成18年度から設置する地域包括支援センターにおける介護予防支援の利用に係る手数料について規定するため、条例を改正しました。(担当 財政課：内線240)

湯河原町特別会計条例の一部改正について (平成18年3月2日施行)  
(仮称)温泉場地区公園用地の取得について、その財源を地方債により措置するため、一般会計と会計を区分し、新たに「湯河原町公共用地先行取得事業特別会計」を設置することについて、条例を改正しました。(担当 財政課：内線240)

湯河原町国民保護協議会条例の制定について (平成18年3月16日施行)  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、本町の区域に係る国民の保護に関する計画を作成するに当たり、湯河原町国民保護協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、これに伴う委員の報酬を規定するため、条例を制定しました。(担当 防災課：内線270)

湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急処理事態対策本部条例の制定について (平成18年3月16日施行)  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国から指定を受け設置する国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。(担当 防災課：内線270)

湯河原ゆかりの美術館条例の一部改正について (平成18年10月1日施行)  
収集する作品にとらわれない芸術性に優れた絵画、書、工芸等の美術品を積極的に収集し、保存し、展示する美術館とするため館名を変更し、また、観覧料について見直しを行うため、条例を改正しました。(担当 湯河原ゆかりの美術館：63-7788)

湯河原町介護保険条例の一部改正について (平成18年4月1日施行)  
介護保険法に基づく、3年ごとの見直しに伴う介護保険料率の改定、介護保険法及び同法施行令の改正に伴う被保険者証の提示に応じなかった場合の罰則規定及び介護保険料率に係る第1号被保険者区分の追加、地方税法の改正に伴う保険料の上昇者に対する特例措置を規定するため、条例を改正しました。(担当 介護課：内線340)

\* 条例の詳細につきましては、町ホームページの電子掲示場をご覧ください。